

サークル設立及び継続にあたっての注意事項

1. サークル設立に必要な構成員は、本会会員を10名以上とする。
本会会員とは、短期留学生及び院生を除く大阪産業大学の学生全員を指す。
2. 代表者および副代表者を各1名おくこと。
3. サークル名は、「～部」「～クラブ」「～同志会」「～同好会」を含む名称、及びすでに登録されている名称は認めない。
4. 書類の内容について変更が生じた場合、速やかな本会まで届け出ること。
5. 各書類は記入漏れのないよう黒のボールペンで記入すること。
6. 構成員名簿に記入された個人情報[※]は大学行事等の際に他団体へ提供する場合がある。
7. 大学の体育館を借りる場合、サークル認可証の提示が必要になるので、認可証が必要なサークルは申請時にその旨を伝えること。
8. 次年度もサークル活動を継続する場合、公認サークル規約に基づき今年度の三月三十一日までに継続手続きをすること。
なお継続手続きがない場合、公認サークル規約に基づき、本会の公認サークルから除名することがある。

書類の記入についての注意事項

令和2年度サークル活動届出書

- ・代表者、副代表者の印鑑を必ず捺すこと。
- ・住所がアパート、マンションの場合はアパート、マンション名及び部屋番号等まで記入すること。

令和2年度サークル構成員名簿

- ・No.1の一段目に代表者、二段目に副代表者を記入し、その他の構成員はそれ以降に記入すること。
- ・住所がアパート、マンションの場合はアパート、マンション名及び部屋番号等まで記入すること。
- ・構成員が10名を超える場合はNo.2以降に記入。(2枚で足りない場合は各自でコピーすること)
- ・構成員に本会以外の者が含まれる場合は学籍番号の欄に×を記入すること。

令和2年度年間活動方針、昨年の活動実績報告書

- ・年間活動方針は簡略ではなく詳細に6行以上記入すること。
(新規の場合は活動実績を記入しなくてよい)

書類提出について

- ・「令和2年度サークル活動届出書」、「令和2年度サークル構成員名簿」、「令和2年度年間活動方針 昨年の活動実績報告書」の計3枚(構成員が多い場合は4枚以上)を必ず提出すること。
- ・郵送、クラブポスト投函での提出は一切受け付けない。直接、学生自治会室まで持ってくること。

上記のことが守られていない場合、受け付けない場合がある。

継続手続き期限：今年度の3月31日まで

提出場所 学生会館アクトス6階 学生自治会室1 (TEL) 072-873-3836